

国 住 防 第 8 号
平成20年2月15日

各都道府県知事 殿

国土交通省 住宅局長

建築物防災週間における防災対策の推進について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成19年度下期における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

1. 実施期間

平成20年3月1日（土）から3月7日（金）まで

2. 平成19年度下期の重点事項

(1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

昨年は、能登半島地震、新潟県中越沖地震等が発生し、多大な被害をもたらしました。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性が指摘されており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。このため、耐震診断を行っていない特定建築物の所有者等に対し、速やかに当該建築物の耐震診断を実施するよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき強力に指導・指示するとともに、耐震診断の結果倒壊の危険性が高いとされた特定建築物については、耐震改修の速やかな実施を強力に指導・指示してください。

また、住宅については、(財)日本建築防災協会が作成した「誰でもできるわが家の耐震診断」等を活用しつつ、町内会等の地域コミュニティや建築関係団体等と協力し巡回して住宅及びブロック塀の耐震診断を実施してください。

(2) アスベスト対策の徹底

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策については、これまでも調査の実施及び是正指導をお願いしてきたところですが、是正の進捗が芳しくない状況にあります。また、総務省のアスベスト対策に関する調査において、調査対象とすべき建築物が適切に選定、調査されていない状況や、吹付けアスベスト等の劣化がみられるにもかかわらず必要な措置が講じられていない例等がみられたとされました。このため、未報告の建築物の所有者等に対して報告を督促するとともに、吹付けアスベスト等が露出して使用されていることが明らかになった建築物の所有者等に対して早急に飛散防止のための措置を講じるよう強力に指導するなど、使用実態把握と飛散防止対策の徹底を図ってください。

なお、最近になって、建築物の吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明したところです。このため、分析調査に当たっては、クリソタイル等に限定することなくトレモライト等を含むすべての種類の石綿を対象とするよう周知を徹底してください。詳細については追って通知いたします。

(3) 既存建築物の窓ガラスの地震対策等の調査及び是正指導の徹底

既存建築物の窓ガラスの地震対策及び外壁材、広告板の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第9条、第10条の勧告、命令制度等を活用し、速やかに是正させてください。また、危険性が高い建築物については、改善させるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

3. その他の実施事項

(1) 防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を実施されるようお願い致します。

(2) 新たな定期報告制度の周知徹底

建築基準法施行規則の一部改正等により、調査・検査の項目、項目ごとの方法、

結果の判定基準が明確化されるとともに、報告内容が充実され、本年4月1日から施行されることとなっております。本改正の要旨を徹底するため、建築物等の所有者等に対して、広く啓発に努めてください。

(3) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底

昇降機については平成5年6月30日付け建設省住防発第17号による「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、遊戯施設については平成12年12月26日付け建設省住指発第932号による「遊戯施設の維持保全計画及び遊戯施設の運行管理規程」に基づき、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対し適切な維持保全・運行管理の徹底を指導してください。

(4) 住宅・建物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

(5) 関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

4. 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1により、貴職において、貴管内の各特定行政庁で作成された様式をとりまとめ、平成20年3月21日（金）までに一括して報告して下さい。また、2（2）及び（3）の各種調査結果については、平成20年3月14日（金）時点のものを平成20年3月21日（金）までに下記担当まで提出されるようお願い申し上げます。

提出していただいた実施結果は、取りまとめ次第公表する予定です。

5. 担当

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 高谷、森川

電話 03-5253-8111（内線39567、39569）

都道府県名: _____

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 担当課名 | | 担当者名 | |
| 連絡先電話番号 | | メールアドレス | |

1. 通知記2の重点事項の実施状況

| 事項名 | 実施状況について | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------|--------------|--------------|-------|------|------|
| | | 耐震診断 | 耐震改修 | | 耐震診断 | 耐震改修 |
| (1)住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進 | 特定建築物 | 指導・助言件数 件 | 指導・助言件数 件 | 住宅 | 件 | 件 |
| | | 指示件数 件 | 指示件数 件 | ブロック塀 | 件 | 件 |
| (2)アスベスト対策の徹底 | ※別紙2の様式により別途報告してください。 | | | | | |
| (3)既存建築物における窓ガラスの地震対策等の調査及び是正指導の徹底 | ※別紙3～6の様式により報告してください。 | | | | | |

2. 通知記3の事項の実施状況(該当する(1)～(6)に○をするとともに、必要事項を記入してください。)

(1) 防災査察の実施

| 実施件数(件) | 主な指導内容等 |
|---------|---------|
| 現地調査 | |
| 是正指導 | |

(2) 新たな定期報告制度の周知徹底

| |
|--------------------------------|
| 新たな定期報告制度の周知徹底に関して行った取組みの具体的内容 |
| |

(3) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底

| 指導件数(件) | 計画策定件数(件) |
|---------|-----------|
| 昇降機 | (うち予定) |
| 遊戯施設 | |

(4) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

| ポスター | 掲示数 | |
|--------|--------------------------------|--|
| パンフレット | 配布数 | |
| 活用メディア | 広報紙 ・ 新聞 ・ テレビ ・ ラジオ ・ インターネット | |

※左記のうち該当するもの全てに○をしてください。

(5) 関係機関との連携・協調

| | |
|------------------|--------------------------|
| 消防 ・ 警察 ・ その他() | ※左記のうち該当するもの全てに○をしてください。 |
|------------------|--------------------------|

3. 独自に設定した重点事項

| 事項名 | 実施内容等 |
|-----|-------|
| | |
| | |

4. その他特記事項、要望・意見等

| |
|--|
| |
|--|